

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 30 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

デルタ株の感染者等の入院措置の運用について（再周知）

B. 1. 617. 2 系統の変異株（デルタ株）など懸念される変異株を含め、新型コロナウイルス感染症については、国立感染症研究所によると、異なる系統のウイルスによる共感染事例の報告は稀であるとされています。

こうした見解を踏まえ、これまで、医療のひっ迫度合い等に応じて、B. 1. 617. 2 系統の変異株（デルタ株）など懸念される変異株感染者も含め、新型コロナウイルス感染症患者同士について、同室として差し支えない、との運用方針（参考）が示されています。

つきましては、都道府県等において、こうした運用方針を踏まえ、地域の医療の逼迫度合い等に応じて、適切に入院措置の運用を実施するとともに、貴職におかれましては、内容を御了知のうえ、貴管内の医療機関への周知をお願いいたします。

<参考> 「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和 2 年 12 月 23 日付け事務連絡。最終改訂令和 3 年 6 月 17 日）（抜粋）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000794666.pdf>

国立感染症研究所によれば、懸念される変異株感染者は、入院時は個室の管理下に置くことが望ましいですが、地域の流行状況や医療の優先性等を考慮することとされています。また、異なる系統のウイルスによる共感染事例の報告は稀であり、さらに同一病室内で共感染したという事例の報告はこれまでみられていないとされています。

つきましては、懸念される変異株感染者は、入院時は個室の管理下に置くことが望ましいとされていることや、全ての新型コロナウイルス感染症患者について懸念される変異株に感染しているかどうかを検査することとしていないこと等に鑑み、新型コロナウイルス感染症の患者全てについて個室管理が可能な自治体では、引き続き個室管理をお願いします。ただし、医療のひっ迫度合い等に応じて、新型コロナウイルス感染症患者同士について、同室として差し支えありません。

その際は、「新型コロナウイルス感染症の治療を行う場合の換気設備について」（令和 3 年 4 月 7 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等事務連絡）も踏まえた

上で、標準予防策に加え必要に応じて接触・飛沫予防策を講じる等適切に対応ください。

シーケンスにより懸念される変異株を特定できていない場合であっても、感染経路が明らかかな場合（同一のクラスターにおいて感染している場合）等により同一の懸念される変異株種別であると強く推認される場合も同様です。